(5) 継続企業の前提に関する注記 該当事項なし

(6) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

会計処理基準に関する事項

- ①重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ア. 有価証券
 - a. 満期保有目的債券 償却原価法
 - b. その他有価証券
 - 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は 主として移動平均法により算定している。)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

イ. デリバティブ

時価法

ウ. たな卸資産

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。)

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定率法、無形固定資産は定額法によっている。

- ③重要な引当金の計上基準
 - ア. 貸倒引当金

貸倒れによる損失に備えるため、期末金銭債権に対して実績率等による回収不能見込額を計上している。

イ. 退職給付引当金

退職給付に充てるため、将来の退職給付見込額を基礎とした現価方式による額(一部の連結子会社は現価方式による額から年金資産の評価額を控除した額)を計上している。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として3年)に よる定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として3年)による定額法(一部の連結子会社は定率法)により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度(一部の連結子会社は発生の当連結会計年度)から費用処理することとしている。

ウ. 使用済燃料再処理等引当金

再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する当該使用済燃料の量に応じて現価方式(割引率1.3%)により計上している。

なお、平成 17 年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異(「電気事業会計規則の一部を改正する省令」(平成 17 年経済産業省令第 92 号)附則第 2 条に定める金額)312,810 百万円については、平成 17 年度から 15 年間にわたり計上することとしており、当連結会計年度末における未認識の引当金計上基準変更に伴う差異は 207,382 百万円である。

また、電気事業会計規則取扱要領第 81 の規定により、翌連結会計年度に適用される割引率等の 諸元を用いて計算した当連結会計年度末の見積差異△14,788 百万円については、翌連結会計年度か ら再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の発生期間にわたり計上することとしている。

工. 使用済燃料再処理等準備引当金

再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する当該使用済燃料の量に応じて現価方式(割引率 4%)により計上している。

才. 原子力発電施設解体引当金

将来の特定原子力発電施設の解体に要する費用に充てるため、原子力発電施設解体費の総見積額 を基準とする額を原子力発電実績に応じて計上している。

なお、上記会計処理基準に関する事項の「重要な資産の評価基準及び評価方法」、「重要な減価償却資産の減価償却の方法」、「重要な引当金の計上基準」は、最近の有価証券報告書(平成21年6月26日提出)における記載から重要な変更の有無に関わらず開示しており、それ以外は重要な変更がないため開示を省略している。